

武道場と神棚(1)

中 村 民 雄

I はじめに

今日では、思想・良心の自由、表現の自由、学問の自由とともに、信教の自由あるいは政教の分離といった近代国家の原則は、憲法第20条（信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない）を例示するまでもなく、自明の理として誰も否定できないことである。しかし、警察署や一部の公立の中学・高等学校の武道場には、建物の新旧の別なく「神棚」が設置されているところがある。稽古の始めや終わりには、「神前に礼」という号令のもとに拝礼を行っている。この神棚を公共建造物に設置すること自体、憲法第20条第3項にいう「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」に違反しないのだろうか。また、「神前への礼」行為が、同じく憲法第20条第2項にいう「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」に違反しないのだろうか。もちろん、武道場における神棚、あるいは神前への礼が、古くからの民族儀式・習俗となっているものならば問題はないのであるが、歴史的には必ずしもそうではないところに一抹の不安を感じるのは筆者だけであろうか。

そこで本論稿においては、武道場に神棚を設置するようになったのがいつごろからなのか、またその理由は如何なるものであったのかを明らかにしようとしたものである。なお、柔道や剣道などの具体的な指導場面にまで、神棚や神前への礼が一般化するようになったのはいつごろのことなのかは、後日、戦前に発行された柔・剣道書の分析を通して明らかにしたいと考えている。

II 幕末・明治期の武道場

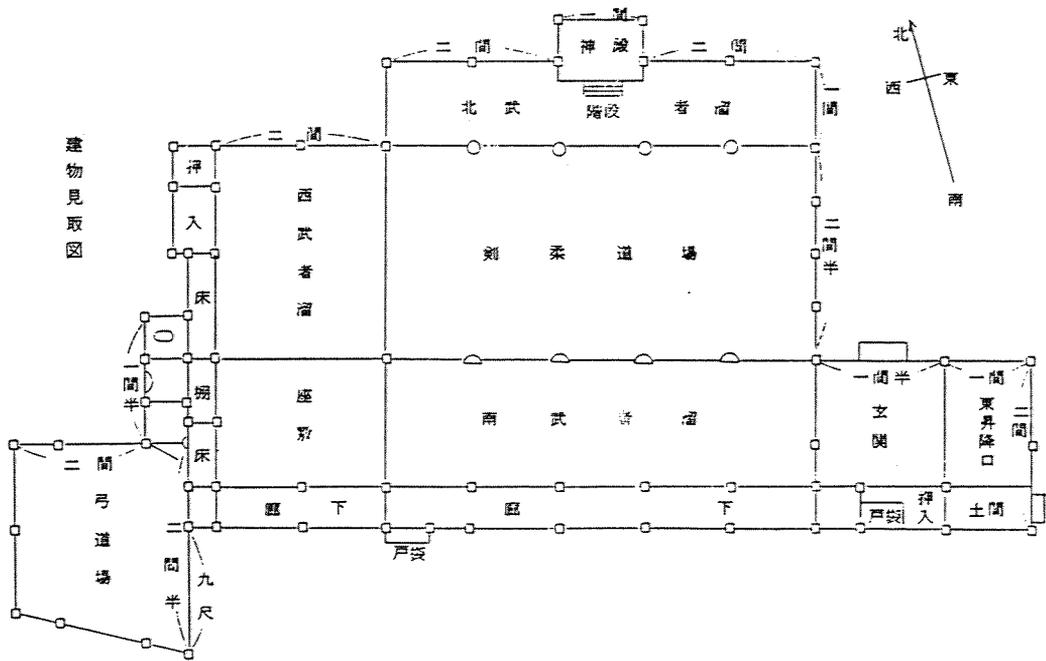
近世武芸は、もともと野外での戦場を想定してつくられたものであるので、その稽古場も当然屋

外の広場が利用された。しかし、江戸時代中期ころになると、不完全ながら防具が発明され、それまでのような形稽古法から打込稽古法が工夫され、稽古場も屋外から屋内へと移っていった。寛政6(1794)年の著『似匠誤号之弁』に、「先づ其流々にて稽古の仕方には少しつゝの变りは有れとも、十二七八は変る事も無し。身には稽古着など云て、木綿ゆかたのさしつゝりたる一ツに、猿股引破れ袴などはきて、木刀竹刀しなひにて、蕙の土板の間或は庭上にて相弟子と打合突合て稽古するより外はなし。たまたま具足といへばとて、布或は皮にわたを入、縫ひかためたる竹なんどつゝり付たる具足を着るより外はなし」と述べられていたり、実録体小説として、そのころ（寛政年間）に体裁が整えられた『柳荒美談・前編卷之十三』^{注1)}にも、「さて又右衛門を通したる處は、三間に八間計の稽古場なり。此ところは一面ねこだ蕙をしきつめ、左右板ばめ、一方口にして出べき口ほかに見えず」と述べられているように、当時の稽古場はまだ土間が一般的で、独立の建物とはいっても、蕙などを敷いた程度のものであったことがわかる。

また、嘉永6(1853)年8月7日から、剣術修行のため諸藩を歴訪した佐賀藩士牟田文之助高惇が書き綴った『諸国廻歴日録』^{注2)}をみても、土間の稽古場が多くあったことを記している。規模や構造をはっきり記しているものの中で稽古場が土間であったものは、関東以西の温暖な地域に多い。以下、訪れた順に摘録すると、まず、豊後日出藩の千野直右衛門(直心影流)と佐野兵三郎(東軍流)合同で稽古した「道場貳間半ニ六間之所ニ而土間也」(P.219)、豊前中津藩の藩校道場は「三間ニ拾間之所ニ土間也」(P.219)と記されており、備後三原藩の荒木裕道場は「貳間四間之處ニ、土間ニ稻巻を敷、中々稽古難致處」(P.224)であったと記している。伏見藩の河田権次郎道場は「土間ニ而貳間ニ三間之所、むしろを敷稽古致、悪敷様子ニ而御座候」(P.228)、遠江浜松藩の学校道場は「貳間ニ三間之所ニぬくふくを敷」(P.

234), 下総佐倉藩の学校道場は「三間ニ六間之處、土間ニ畳を敷」(P.251) いた程度のものであり、常陸土浦藩の学校道場は「貳間ニ五間之處土間」(P.254) で、常陸笠間藩の学校講武館は「三間ニ五間之處土間ニ而、雨ニ而土間殊之外悪」(P.258) かったと記している。下総古河藩の片山勇次郎道場は「青天上之土間」(P.314) であったし、信濃松代藩の矢野茂道場は「三間ニ四間之土間ニ而、敷物を敷」(P.357) いた上で手合せし、尾張藩の原彦四郎道場は「青雲天上ニ而、土間ニむしろを敷」(P.363) いたもので、肥前島原藩の学校稽古館は「土間ニ敷物を敷、三間ニ八間之處也」(P.402) と記している。これに対し、上信越・北関東以北では、冬の寒さや降雪との関係から板間が早くから普及していた。水戸藩弘道館の演武場は「五間ニ二十間有之處を三ツニ割、三流分れて手合有り、壹間五間ニ七間之處松板張」(P.260) であり、陸奥棚倉藩の山田順左衛門道場は「四間ニ六間之處松板張」(P.266)、陸奥笠間陣屋の陣屋稽古場でも「貳間ニ五間之處板張」(P.268) であった。出羽秋田藩の渋江内膳稽古場は「貳間五間之處板間」(P.280)、出羽庄内藩の大淵龍之介稽古場は「貳間ニ五間之處、板張」(P.285)、越後

新発田藩の学校稽古場は「三間ニ拾間之處板敷」(P.302) で、越後村松藩の村松公稽古場も「三間ニ五間之處板之間」(P.303) であった。また、陸奥白河藩の三田大六道場は「貳間ニ四間之處板張」(P.309)、下野宇都宮藩の学校稽古所は「三間ニ八間之板之間」(P.311)、上野館林藩の学校稽古場は「三間ニ五間之板間」(P.313)、江戸富増九平稽古場でも「七間ニ八間之處板之間ニ而、結構之道場」(P.338) であったと記されている。信濃小諸藩の学校稽古場も「三間ニ拾間斗板之間」(P.350)、信濃松本藩の橋村善太夫道場も「四間ニ貳間之板間」(P.358) であった。例外として、関東以西の地でも、豊後森藩の溝口市之丞道場は「板間ニして、貳間半ニ七間」(P.218)、同じく豊後竹田藩の学校稽古場も「貳間ニ五間之板間」(P.389) であったものなどは、目新しいことであった。さらに、藩主や藩の重役への上覧のために、伊予松山藩の学校のように「広所ニ幕張、天上ハしゆぶ紙ニ而日覆致し、其側ニ座敷有り、重役其外右之座敷より見物ニ相成候。尤先生始門人衆ハ、土間ニ敷物を敷、手合」(P.381) せしたのは、いわば従来から行われている上覧の方法であり、上野館林藩の学校稽古場のように「稽古場之左右ニ畳敷」(P.313)



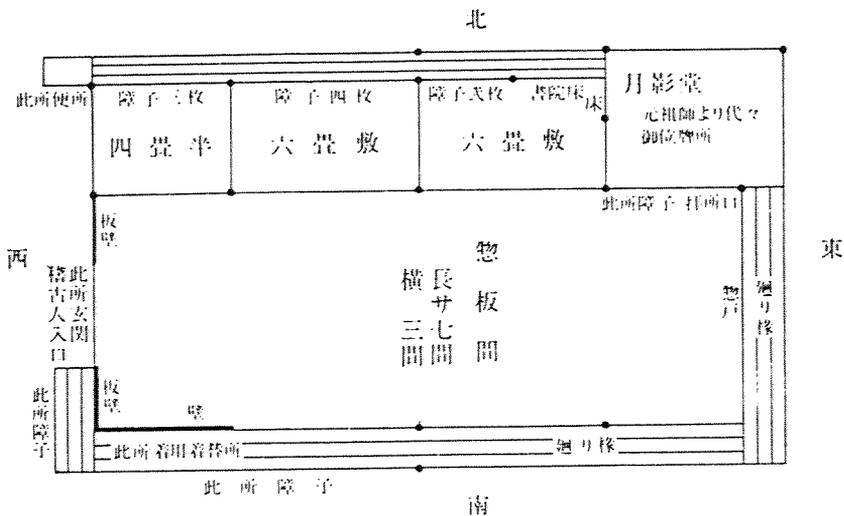
図① 亀山藩演武場の構造図 (『亀山藩武場要覧』より)

にしたり、豊後臼杵藩の学校稽古場のように「貳間ニ四間之土間」ではあるが、「家老重役之座敷、其側ニ壹間之下屋」(P.384)を設ける、稽古場に付設する形式へと変化していった。さらに注目すべきことは、新築されたばかりの肥前大村藩の学校稽古場は「貳間ニ五間之板間ニ而、左右ニは下屋下し、主人之座敷も」設けるとともに、「中程ニ大成がく懸り居候。青書ニ而游神堂と書載有り」(P.396~397)と記されていることである。牟田が二年余り諸国を廻歴したうち、掲額に関する記事はここの箇所だけである。もちろん、神棚や神殿を祀った稽古場のことについては一例も記していない。そのことは、演武場の施設も次第に整備されてきたことを示すものではあるが、まだこうした場所に神棚や神殿を祀る風習はなかったことも示している。

このように、藩校の演武場に常設の神棚や神殿がなかったことを示すものとして、現存する二つの演武場(信濃松代藩の剣術所・柔術所と伊勢亀山藩の演武場)をみれば、そのことがよくわかる。前図①は、現存する旧亀山藩の演武場構造図^{注3)}である。この演武場は、元治2(1865)年3月に中央演武場と南武者溜が建てられ、慶応年間に藩主臨場の場としての座敷と西武者溜とが増築されて、演武場としての体裁が整えられた。その後、大正13(1924)年8月、篤志家の寄附によって神殿と北武者溜が増築され、昭和3(1928)年11月に弓道場が新築され、現在に至っているのである。

したがって、神殿ができたのは、幕末ではなく、多くの武道場がそうであったように、大正年間につくられたものであったことがわかった。

もちろん、流派によっては、私的に流祖を祭る祭壇を設け、そこにいろいろな神を勧請したものもあった。例えば、興福寺の地中にあった宝蔵院槍術道場は、「瓦ふきはいふもさら也。立派なること目を驚せり。三間に七間のから板にて、柱六寸角にて、板式はひのきふしなしにて釘を表へうたす、すきめもなく、全に能舞台のごとし、稽古場のはめへ竹すたれのごとくにやりをかけたるに、二尺もあまれるに其高サを思ふへし。見物所は床附八畳にて次之間もひろし。うしろは通し椽也。御門主御覧のときのためよし。みすをかくるまうけありてみな高麗ベリ也。円なる額をかけたなり。字は唯心蔵とあり朝鮮人の筆也。稽古場の隅に宕愛の將軍地藏并春日の赤童子といふものを勧請して、元祖胤栄の像あり。この所も八畳はかりにてごう天井也」^{注4)}というものであった。また、榊原鍵吉の私設道場^{注5)}のように、屋敷内の空地に屋敷神の祭ってあった道場もあり、流祖祭など特別な儀式はそれらの前で執り行われた。しかし、幕藩体制下の神社は、地縁や血縁的な氏神・産土・鎮守等と結びついた祖先信仰や、家ないし同族集団と結びついた屋敷神、あるいは信者集団の講など、観念的にも儀礼的にも、これらは完全にとけあった神仏習合の本地垂迹であった。こうした、他の神をも相互に承認してしまう宗教的寛容の態



図② 宝蔵院稽古場絵図^{注6)}(文政3年6月、片桐石見守一祚胤門人一の稽古所新築の参考として提出された絵図の扣)

度が伝統的に維持されてきたことと、のちの神仏分離による神道からの習合的要素を排除した国家神道・神社神道とは、神道の歴史的発展の上からみると、これらの伝統を拒否したものであったということができよう。

また一般に、近世の藩校教育は、儒教的人間形成を目ざしたものであったことから、多くの藩校では、学校内に聖堂を設けて孔子を学神として祭った。したがって、水戸藩のように、神儒一致を説く水戸学の精神から、鹿島神社を中心的な位置に祀り、聖廟をその第一神門の外に設けた例は、ごく稀な例であった。その水戸藩でも、武館に「国主及執政等ノ座ヲ設置」しても、常設の神棚や神殿までは付設していない^{注7)}。また、明治維新の直前直後には、国学の隆盛とともに、釈奠の祭典を神式に改める藩も現われた。菰野藩では、「維新後顕道館ニ於テ嘗田天皇（筆者注：応神）及ヒ藩祖土方雄氏ヲ祭神ト崇メ毎年八月十五日ヲ以テ祭典ヲ行^{注8)}」い、松江藩でも「修道館ニ於テ出雲国ノ祖神素盞烏尊大己貴命ノ二神ヲ祭り神床ヲ開キ藩主祝詞ヲ奏シ教授書記神代卷天孫降臨ノ章ヲ講シ諸学皆皇道ヲ以テ基礎^{注9)}」とし、沼津藩では「演武場ノ開業ハ摩利支天或ハ日本武尊ノ画像ヲ掲ケ其式ヲ行^{注10)}」った。しかし、そのことによってすぐ藩校の演武場にも神棚や神殿が設置されたわけではない。

天皇の古代的宗教的權威の復活（王政復古）により、中央集権的な統一国家を完成した明治政府は、祭政一致の神権政治を開始した。この新政府樹立上の指導的イデオロギーとなりえた復古神道は、民衆の間にうけつがれてきた氏神や産土等の村の鎮守を、伊勢神宮の末社に位置づけ、祖先崇拜の信仰を巧みに利用して天皇崇拜へと導き、敬神崇祖を基軸とする国体の教義の布教にのり出した。そして、その手始めに、中世以来の仏教勢力を排除して神社の主体性を確立する必要性を主張した。これが明治元（1868）年3月28日の「神仏分離の令」により、神仏の明確なる分離政策として実施されたものである。そして、同年4月の官制改革により神祇官が再興されたことにより、その下で神社の中央集権的再編成が強行されていたのである。さらに、明治3（1870）年1月3日には「大教を宣布せしめる詔」が発せられ、天皇中心の「惟神の大道」が高らかに謳い上げられ、

翌明治4（1871）年5月14日に発せられた「神社は国家の宗祀につき、神官以下神社の世襲神職を廃し精選補任の件」により、伊勢神宮を神社神道の総本山とする神社の公的格付けがなされ、急激な神道国教化政策が推進されていった^{注11)}。

しかし、こうした神道国教化政策に対し、明治4（1871）年10月、条約改正の任務をおびて欧州各国を歴訪した岩倉具視ら一行に、キリスト教弾圧政策に対する批判が相次いでなされた。また、米國小弁務使森有礼からも、「日本における宗教の自由」と題する小冊子が太政大臣三条実美に建白されたり、西本願寺の僧島地黙雷も、政府の国教化政策を批判する建白を行ったりしたため、明治8（1875）年11月27日、「信教の自由保障の口達」を発し、天皇制の枠内ではあるが、各宗教に信教の自由を認める方向を示すことになった。このように神道国教化の挫折は、国家の宗祀としての神社神道から、宗教としての機能を切り捨て、祭祀と宗教とを分離し、一般の宗教とは区別する国家神道体制への道を開いた^{注11)}。

明治22（1889）年2月11日に発布された大日本帝国憲法は、第28条に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と定め、神社は憲法の定める宗教に非ずというたてまえが公法的にも確立された。さらに、明治32（1899）年8月3日、戦前の宗教に関する学校教育の根本方針を確立した「一般ノ教育ヲ宗教以外ニ特立セシムル件」（文部省訓令第12号）により、学校は宗教的に無色でなければならないという方針がとられた^{注12)}。

一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス。依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フ事ヲ許ササルヘシ。

明治28（1895）年4月17日に創立された大日本武徳会（以下、「武徳会」という）は、延暦15（796）年桓武天皇が武徳殿を造営し、諸国から「武芸秀衆者」を集めて観覧したという故実にもとづいて組織されたものである^{注13)}。したがって、毎年1回執行された武徳祭は、桓武天皇を祭神とする平安神宮龍尾壇上にて行われ、演武場にあてられた会場にも仮神殿を設けた。明治32（1899）年、武徳会は独自に演武場（これを「武徳殿」と称した）

を建築した。当初の計画では、武徳殿（玉座兼神殿）、後殿（天皇の休息所）、演武場の三施設を建てる予定^{注14}であったが、予算等の関係から、武徳祭は平安神宮で行うため、武徳殿と後殿の建築は取り止められた。そのかわり、演武場の中央北側に玉座が設けられた^{注15}。しかし、常設の神棚や神殿は付設されていない。ところが、明治30年代後半から40年代にかけて、次々と各道府県支部の武徳殿が建てられ、支部独自の武徳祭や演武会を開催するようになった。その際、武徳祭を執行するため中央貴賓席後方に仮神殿が安置され、その前で式が挙行されたことから、中央貴賓席が次第に神殿の役をはたすようになり、さらに神殿を付設するようになり、いつしか演武場の中央には、玉座（貴賓席）＝神殿があるものというイメージがつけられていった。例えば、武徳会の機関誌『武徳誌』（明39.6～42.12）『武徳会誌』（明43.1～45.3）に記載された地方支部武徳殿の記事をみると、神殿を設置したと明記している支部と、単に貴賓席を設けたと報告している支部とがあり、当時はその移行期であったことが伺われる。「武徳殿の新築計画^{注16}」と題された宮城県支部の報告は、「玄関より正面を神壇とし」と記しており、「群馬支部武徳殿新築落成式」には、「武徳殿中央正面の内殿に祭壇を設け」と記しており、「鹿児島支部武徳殿の落成と総会^{注17}」には、「後方の中央に七坪の一段高さ処あり。其の又た後方に一坪の閑扉せる処あり。即ち神殿にして、前方は貴顕方の観覧に賜ふ処なり」と記されている。また、「岐阜支部演武大会^{注18}」にも、「神殿に向って規則正しく役員席を定め」と記されており、新潟支部の「武徳殿新築落成^{注19}」にも、「神殿三尺に十二尺」と記されている。これに対し、「大阪委員部武徳殿新築計画^{注20}」には、「正面に貴賓席を設け」と記しており、「島根支部の近況^{注21}」には、「昨年九月上旬工を起せり演武場は……高座三坪半」と記しており、「京都支部新築設計^{注22}」には、「正面上段を貴賓席に充て」と記している。また、青森の「支部演武場落成式^{注23}」には、「来賓席七坪半」としか記されていない。このように、武徳会の支部武徳殿においても、武徳祭の時に演武場北側中央に仮神殿を設けることはあっても、常設の神殿まではすべての支部に設置されていたわけではなかったといえよう。そのことはまた、武徳会が制定した「形」の礼式についてみてみてもわかる^{注24}。明

治39（1906）年8月に制定された「大日本武徳会制定剣術形」では、「互に軽く黙礼す」としか記されていない。また、明治44（1911）年11月、文部省主催武術講習会の時に制定された「形（のち『大日本帝国剣道形』となる）」には、「場に臨み姿勢正しく上官に向て敬礼し向合互に目礼す」と記されている。これを受け継いだ大日本帝国剣道形（大正元年10月制定）は、「打太刀仕太刀剣ヲ提テ立礼ニ始ム」「最終ノ礼ハ最初ニ同シ」としか記されていない。これに対し、大正6（1917）年9月、これに加註がなされた^{注25}。そこで初めて、「礼ハ先ツ正座（玉座又ハ神前）ニ向テ敬礼ヲ為シ後相互ノ礼ヲ為スモノトス」「最終ノ礼ハ先ツ相互ノ礼ヲ為シ次ニ正座（玉座又ハ神前）ニ向ヒ敬礼シテ退場スルヲ順トス」によって、玉座とか神前（殿）ということが明記されたのである。したがって、武徳殿には神棚や神殿があつてあたり前となるには、明治末期から大正年間にかけて、流派の枠を越え国家のための武道、それを媒介する神棚という意識改革が必要であつた。この意識改革を大きく前進させたのは、後述する「敬神崇祖」を基軸とする地方改良運動であつた。

Ⅲ 地方改良運動と神棚設置の普及

明治37～38年、朝鮮・満州の支配権をめぐる日露両国間の帝国主義戦争に勝利したわが国は、世界の帝国主義国に伍していくため、国内体制の全面的な再編成が政策上必要であることが自覚され始めた。特に、財政的にも大きな負担を負わされた地方農村を立て直し、国家の財政的・経済的・人的基盤を担う行政町村に再編することが急務とされた。そのため、明治39（1906）年5月に開催された地方長官会議には、内務省から府県知事に対し、「地方事務ニ関スル注意参考事項」が提示された。

一、神社合祀勸奨ニ関スル件 一、招魂社創立ニ関スル件 一、神職任用ニ関スル件 一、神職団体ニ関スル件 一、地方団体ノ監督指導ニ関スル件 一、基本財産ノ充実並保管ニ関スル件 一、部落有財産ノ統一並利用ニ関スル件 一、地方公債並帯納処分ニ関スル件 一、時局記念事業並戦後地方経営ニ関スル件 一、警察行政ニ関スル件 一、衛生行政ニ関スル件

はじめの4項目は、町村と神社との関係を密接

にし、国家神道を町村内部に浸透させるためにとられはじめた政策であり、次の4項目は、町村財政の立て直し・確立のためにとられた政策である^{注26)}。そして、これらの政策は、明治41(1908)年10月に発布された「戊申詔書」を合図に、空前の国民教化運動として展開されていったのである。このように、地方行政の改良にあたり、神社をその中心にする傾向が一段と強められ、氏子組織の統制が行われた。また、神社と地域住民との結合を強化するため、村落の神社を行政区画の一村に一社という「神社合併」が強行された。

さらにまた、日露戦争後の労働運動の発展や、社会主義思想の浸透に危機感をいだいていた政府は、詔書の渙発以来、機会あるごとに、敬神崇祖の伝統的遺風による天皇制イデオロギーの注入・強化を叫んできた。中でも、明治43(1910)年におきた大逆事件は、彼らに非常に強い衝撃を与え、翌年4月に開催された地方長官会議には、内務^{注27)}・文部^{注28)}両大臣がともに敬神崇祖による国民思想の統一を訓示した。そのうち、小松原文部大臣は「国民道徳ニ関スル件」の中で次のように訓示した。

(三) 祖先崇敬ノ精神ヲ涵養スルコトハ国民道徳ノ根本ヲ扶植スルニ於テ肝要ナリトス。故ニ神社ヲ崇敬シ祖先ノ祭祀ヲ重ニスルカ如キハ教育上最モ意ヲ用キサルヘカラス。又服忌ノ事ノ如キハ我国固有ノ道徳思想ニ基クモノニシテ固ヨリ之ヲ重ンセサルヘカラス。故ニ諸学校ニ於テハ常に茲ニ注意シ一般生徒ヲシテ之ヲ忽ニスルコトナカラシムルハ勿論、職員ヲシテ自ラ範ヲ示シテ生徒ヲ薫育シ以テ国民道徳ノ涵養ニ努メシムルヘキト。

さらに、注意事項の「紀元節其他祭日等ニ際シ教育上注意ノ件」の中で、具体的に「其ノ郷土ノ神社若クハ招魂社等ノ祭日ニ際シテハ訓育上特ニ注意スルハ勿論、職員ハ生徒ヲ率キテ之ニ参拝シ以テ敬神ノ念忠君愛國ノ精神ヲ涵養セシムルハ最適切有効ノ方法ナルヘシト信ス。」と訓示した。

この文相の注意は、全校生徒を引率した神社の集団参拝を政府自らが国民に訓示したものとして重要である。詔書の渙発以来、すでに地方によっては全校生徒による神社参拝を行っていた学校もあったが、今回の訓示により、それにはずみがかかった。さらに、翌明治45(1912)年3月15日、第28回帝国議会議衆議院に提出された「神社崇敬ニ

関スル建議案」(大津淳一郎君提出)と「神社行政統一ニ関スル建議案」(早川龍介君提出^{注29)})とが可決され、提案の根幹をなす神祇院の設置(これが実現するのは、昭和15年11月の「神祇院官制」の公布まで待たねばならない)は実現されなかったけれども、児童・生徒の神社参拝にはますますはずみがかかった。

政府の示した神社参拝の訓示は、実質的には強制的な方針として地方の学校に伝えられた。そのため、神社への強制参拝が、自己の信ずる信仰に反するとしてこれを拒否したキリスト教徒の告発により、トラブルとなって顕在化した。

(前略) 然るに前内閣の文部や内務の当局者中の一部の人々は、其道徳教育の失敗に狼狽して種々の事をやって見た揚句の果て、頻りに神社の祭典を利用して敬神の観念を養成す可しと唱へ始めた。而して其結果にや、近頃鎮守の祭典に小学校の教師が生徒を引率して之に参詣し最敬礼を為さしむると云ふ様な事がポツポツ起て来た。此れ信仰の自由の為に決して軽々に看過す可らざる所である。(『上毛教界月報』第156号、明44.10.15^{注30)})

内務省は、前内閣の神社崇拜の訓示は取り消さぬと云って居るが、併し白昼に出た幽霊のやうな物で、今更引つ込むにもきまりがわるく宇宙にさまよふて居るに過ぎない。去り逆て斯る馬鹿な幽霊的訓示までも遵奉す可く強めらるゝ人達は実に善い面の皮である。(『上毛教界月報』第161号、明45.3.15^{注31)})

輒近小学校に於て、教師が生徒を率ゐて其地の鎮守祭典に当り之に参拝するの風あり。基督教徒の子弟は之に加はる可きや否やと言へば、吾人は之に参加せしめざるを可とするものなり。政府は、神社と神道とを区別し、神社は国家に功勞する人々を祭る所の記念碑の如きものにて、宗教とは全然無關係なりと爲し、之を国民教育に利用して祖先崇拜と称すと雖も、今日の神社と神道との關係は甚だ曖昧なるものにて、政府の神社観は事理を湖塗にする強弁と謂ふ可し。(『上毛教界月報』第180号、大2.10.15^{注32)})

彼らは、学校が児童・生徒を引率して強制的に神社を参拝させることは、明治憲法の定める「宗教の自由」に違反するものであると主張した。さらに、学校は如何なる形式によっても宗教上の儀式を行ってはならないとした、明治32年8月3日

の「一般の教育を宗教以外に特立せしむる件」^{注33)}

(文部省訓令第12号)にも違反するもので、政府当局者が神社参拝は何ら宗教的意義を有するものではないと説明するならば、そのことをはっきりと明示すべきであり、神社参拝の儀式より宗教的な部分を除去すべきであると主張した。ここに、神社非宗教のたて前をとる政府の方針は大きな矛盾を露呈してくるのである。その後、大正2(1913)年6月13日、内務省宗教局が文部省へ移管されたのにもなう宗教行政の説明会が、同年11月1日～4日まで神・仏・基の宗教界代表を文部大臣官邸に招待して行われた。その機会にキリスト教代表は、「神社に対する敬意と宗教に対する信仰的敬意との区別を明かにして、公けに訓示せられんことを希望す」「小学教員が往々児童を引率して神社仏閣に参拝を強ゆることあり、爾來此事無き様当局より訓示せられんことを希望す」など8項目にわたる要望事項^{注34)}を強く主張した。しかし、実際には要望事項は無視されたままであった。そのことは、新潟県神職会刈羽支部が、同郡内の学校64校(うち回答を寄せたのは57校)に対して行った「神社と学校との連絡法」の調査報告書^{注35)}をみればよくわかる。中学校や農・商業学校は、「敬神崇祖の念を涵養するに就ての実施要項」は何ら特別設けていないが、高等女学校では寄宿舎に神棚を設置している。また、小学校ではほとんどすべての学校が何らかの形で「神社参拝」を実施しており、各家庭での毎朝の神仏への礼拝や、神社の前を通過する時には「脱帽して礼」することを奨励したりしている。さらに、回答を寄せた57小学校中8校が、校内のしかるべき場所に神棚もしくは大麻奉安所を設け、毎朝職員・児童の敬礼を義務づけた学校もあった。このように普及率は低いかいけれども、神社参拝とともに神棚が小学校内にも入りこんできている事実は、当然、学校の武道場へも設置される前提条件となっていた。こうした傾向は、おそらく全国的にも起っていた現象であったろうと思われる^{注36)}。

大正6(1917)年10月、ロシアに革命がおり、社会主義政権が樹立された。翌大正7(1918)年7月、富山県下新川郡魚津町でおこった米騒動はまたたく間に全国へ波及し、これに刺激されて労働運動が活発化し、労働組合の結成があいついだ。これら一連の動きに不安を感じた政府は、治安対

策の必要を痛感し急擬警察官の大増員を行った。それとともに、警察官の士気を鼓舞し、国家の警察官としての自覚を促す教化運動が展開され、警察精神の振作のために次第に武道が注目されはじめた。そのことは、大正8(1919)年の寒稽古の活況^{注37)}となってあらわれ、青少年の思想善導対策として演武場を積極的に開放^{注38)}する政策となった。

警察署演武場公開ノ件(大正八年十月二十二日
警務示 第二四四六号)

其ノ区内ニ於ケル在郷軍人会・青年団・官公署職員・学生等ノタメ警察署ノ演武場ヲ公開シ、武道ヲ練磨セシムルハ国民ノ志操ヲシテ剛健質実タラシムルノミナラス、警察ト民衆ノ間ヲシテ接触円滑ナラシメ、延テ警務ノ運用上裨益スル所洵ニ多大ナルモノアリト思料セラレ候ニ就テハ、支障ナキ限り演武場ヲ公開シ、希望者ヲシテ随時之カ練習ヲ為サシメ、且ツ師範、助手等ヲシテ指導教養セシメ、以テ所期ノ目的ヲ達スル様努メラルヘシ。

追テ諸道具ハ出来得ル限り便宜ヲ与ヘラレ度候。さらにまた、大正10(1921)年2月7日、「武道奨励ニ関スル件」^{注39)}(警務示第14号)が指示され、警察精神の振作が一段と強化された。

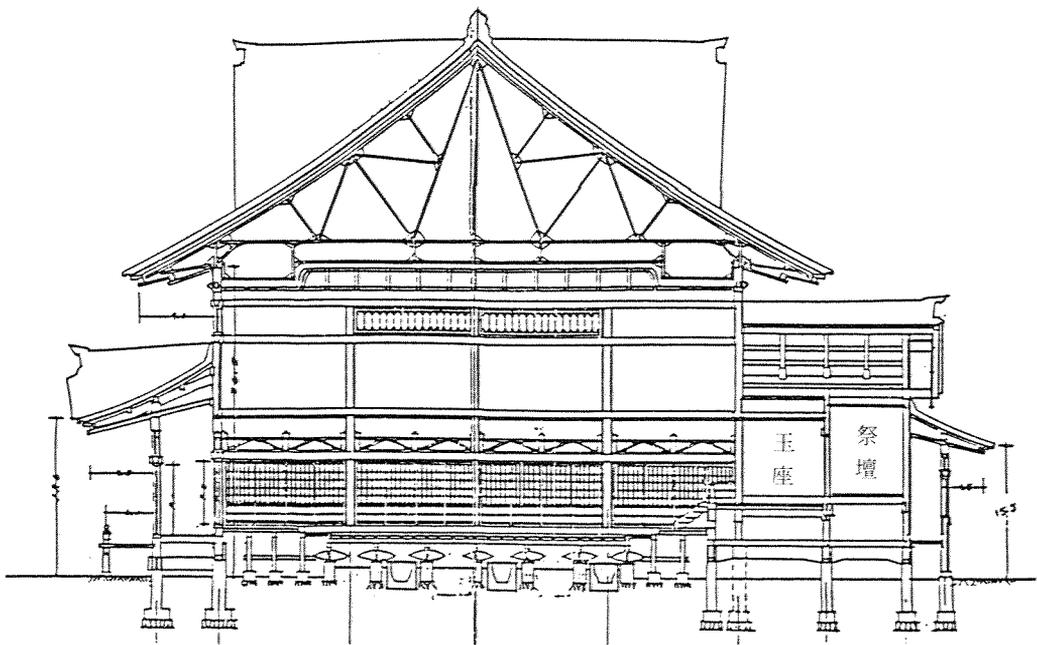
武道奨励ニ関シテハ予テ指示ノ次第モ有之夫夫督励シ居ラルルコト、信スルモ、近時其ノ実況ヲ観ルニ、動モスレハ精神ノ緊張ヲ缺キ徒ニ形式ニ流ルルヤノ傾キアルノミナラス、病氣其ノ他ニ藉口シテ練習ヲ為サス。又監督員ハ率先シテ自ラ範ヲ垂レ部下ヲ誘導セサルヘカラサルノ責任アルニ拘ラス一回ノ練習ヲモナサス。加フルニ一人ノ監督員スラ出場シ居ラサルノ憾アルカ如シ。是畢竟平素之カ監督緩慢放肆ノ致ス所ニシテ、唯ニ武道奨励ノ精神ニ悖ルノミナラス、士氣ノ頹廢ハ品性ノ陶冶並紀律ノ保持上重大ナル関係アルヲ以テ各位ハ一層思フ此ニ致シ、部下監督ヲ厳密ニスルト共ニ鋭意斯道ノ奨励ニ努メラルヘシ。

追テ武道師範勤怠並武道練習成績表別表ノ通改正候條、其出席教養ノ有無練習人員ヲ確實ニ調査シ翌月五日迄に報告セラルヘシ。

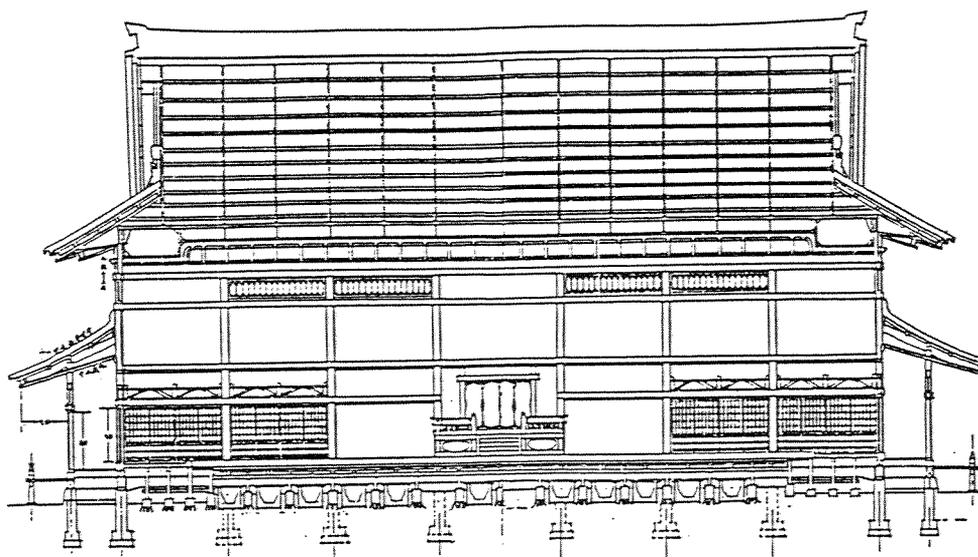
月中武道師範勤怠並武道練習成績報告(以下略)こうした警察精神の振作^{注40)}は、国家(=天皇)のための警察官という自覚を促すためであり、武道はそのための最良の手段であるとされた。した

がって、そうした警察精神を訓練する場所は、神聖な場所でなければならず、それ以上に国家のための警察官という意識を醸成するような場所ではなければならなかった。そのためには、それを媒介する神棚あるいは神殿が必要であると強く意識された。事実このころ、警察署の武道場に神棚を設置する署があいついだ。例えば、警視庁自警会の機関誌『自警』に記載された「赤坂表町の武神奉祀式及演武発会式^{注41)}」には、大正10(1921)年1月25日、「香取鹿島両神宮の御神霊を遷して武神となし、其の奉祀式を挙行し」と報じている。その奉祀式において田辺署長は「……茲ニ我演武場ノ守護神トシテ此ノ両柱ノ武神ヲ祀ルニツキ、両大神ノ廣大無辺ナル神護ヲ祈ルト共ニ特ニ諸子ニ対シテ希望アリ、夫レ武道ハ大義公道ヲ基トス。正ヲ行ヒ邪ヲ退クルハ武道ノ根本精神ナリ。技術素ヨリ必要ナリト雖モ此ノ大精神ニ立脚シテ後始メテ其ノ技光彩ヲ放ツ。」と告辞した。また、『日本警察新聞』は、四谷署の「演武場守護神鎮座祭^{注42)}」について、「東京四谷警察署長柳田警視は、思想界混乱の今日に処して署員が超然として警察精神を保持し斯務の最善を致さんとするには、敬神主義を以て頭脳を養成すべきの要諦を認め、特に演武の大精神と合体して道場の神聖を保つには

神前演武の方式を執り、先づ神殿礼拝に始むべきを考へ……演武場正面最高位置に天照皇太神宮、香取神社、香島神社、明治神宮の守護神奉祀の設備を了へたので、其の鎮座祭を本月十三日(奉天戦勝記念日に偶合)午後一時より挙行」と、柳田署長の話しを含めて報じている。また、警視庁武道師範柴田衛守・中山博道ら数人は、「此程香取鹿島両神宮へ参拝。その御守護符を奉請して帰京。県警務部長の手を経て管下の各警察署道場へ献納^{注43)}」した。このことは、各警察署武道場に、すでに「御守護符」を受け入れる施設が整えられていることを示しており、もし仮りに、そうした施設が整っていなければ早急に設置せよという指示であったとも解される。同年6月4日、小松川署でも、「天照皇太神宮及香取、鹿島両神宮の御神霊を演武場に遷して鎮護神と為し、遷座式を挙行^{注44)}」している。さらにまた、青梅や千住・南千住の各警察署では、「従来神棚の設備なかりしが、此程何れも演武始を機とし、香取鹿島の両武神の鎮座式を挙行せり^{注45)}」と報じている。ここで注目すべきことは、青梅や千住・南千住の警察署では、「従来神棚の設備なかりしが」と記されていることである。このことは、神棚設置が大正10年ころに行われたことの証左となるからである。



図③ 大日本武徳会茨城支部演武場新築設計図・縦断面図^{注47)}(昭和4年10月竣工)



図④ 大日本武徳会茨城支部演武場新築設計図・横断面図（昭和4年10月竣工）

その後、鎮座祭の記事はほとんど記載されなくなる。わずかに、大正13（1924）年5月15日、関東大震災で焼失した警視庁演武場の再建鎮座祭^{注46)}くらいである。それは、改めて記事にするまでもなく、そのころまでには、警察署の武道場には神棚あるいは神殿がほぼ設置しつくされ、あたり前のこととなったからである。こうして、学校以外の社会教育施設での神棚（殿）設置が急速に進んでいった。

大正10年ころ、警察署の武道場に神棚もしくは神殿が設置し終わったとみられるもう一つの証左に、大正7（1918）年8月1日に出された「剣道練習基本^{注48)}」と、大正11（1922）年10月ころ剣道師範協議の結果改訂された「剣道基本練習^{注49)}」とを比較すればそのことがよくわかる。大正7年の「剣道練習基本」には、武道場のことや練習心得については何も触れていないが、大正11年の「剣道基本練習」では、「剣道練習の心得」と題して以下の7項目を掲げている。

- 一、道場は神聖なる場所なり。故にこれが出入には制服又は袴を着用し敬虔の念を抱持し容姿を端正にすべし。
- 一、稽古は礼に始りて礼に終るべきものなり。故に道場に於ては静粛を旨とし濫りに高談笑語し又は相手声援等の行為あるべからず。
- 一、竹刀は武士の魂たる日本刀を形り、稽古道具は甲冑を象れるものなり。故に之が取扱は法に従ひ最も鄭重になすべし。

一、稽古衣袴は端正に着用し稽古道具の着装はその順序、方法を怠らざるは勿論必ず端座して之をなすべし。

一、飲食後直に練習をなし又は練習後直に入浴するは共に衛生上有害なるが故に練習は少くとも飲食後一時間の後に之を行ひ入浴は練習後十五分間を経て之を為すべし。

一、酒気を帯びたる者は絶対に練習を為すべからず。

一、剣道等級に依り面紐の着色を左の如く区別す苟も紊ることあるを容さず。

四級以上紫色 五級水浅黄色 六級以下又は無級濃紺色

このうち、等級に関する第7項は大正7年のものにも示されているが、他は「基本練習の心得」3項目と合わせて新たに追加されたものである。つぎに、練習開始時の礼式については、大正7年の「剣道練習基本」は、「練習開始礼式」として、練習者ハ先ツ刀背ヲ正シク外方ニ左手ヲ以テ鞘ノ部鑿元ヲ輕握シ、拇指ヲ縦ニ鑿ニ掛ケ腕関節前面ヲ輕ク臍骨部ニ接触シ、刀ヲ斜ニ提ケ（此ノ場合刀背ト水平線トハ約三十度ノ角度ヲ為ス）相互間合（後出構ノ姿勢ニ於テ刀尖三寸ノ交叉ヲ為スノ位置）ニ進ミ、直立ノ儘目礼ヲ交換シ直ニ右手ヲ以テ東ノ部鑿元ヲ体ニ副ヒテ逆ニ把握シ恰モ刀ヲ抜クノ態様ヲ以テ大キク左手ヲ離シナカラ、片手上段ヨリ真直ニ稍寛ニ打下シツツ左手ヲ以テ輕ク東元ヲ握リ、刀ヲ構へ（構方

後出) 且両脚ヲ各外方四十五度ニ開キツ、蹲踞シ(此ノ場合東元ヲ握リタル左腕ハ殆ント真直トナリ右腕亦之ニ適ヒ刀尖三寸ノ交叉ヲ為ス)直ニ刀尖ヲ交叉シナカラ直立自然体ニ移ル。

と述べている。これに対し、大正11年の「剣道基本練習」では、「不動の姿勢及び休憩」「練習の始め終りの礼式」「刀の抜き方及び納め方」の三つに分けてそれぞれ説明している。その中で、「練習の始め終りの礼式」は、「立間合大凡九歩の距離にて相対し、神前に向て礼を行ひたる後相互の礼を行ふ。練習終りての礼は相互の礼を行ひたる後、神前に礼を行ひて退く。相互の礼は目礼即ち上体を僅かに前方に傾け敬意を表して後元に復す。この場合相互に眼を注ぐこと肝要なり」と述べられている。ここでは、「神前に向て礼」がはっきりと明示されている。このことは、大正7年から大正11年の間に何らかの変化があったことを示すものであり、警察関係の武道場へ神棚もしくは神殿が設置される時期とも軌を一にするものである。そして、この年の7月より、「武道奨励元氣振作」を目的とした対署試合^{注50)}が開始され、警察精神の養成にますます力が加えられた。

さらに、大正12(1923)年7月5日、「警察礼式」の一部改正^{注51)}(内務省訓令第17号)があり、神前に対する礼(最敬礼)が追加された。これによれば、最敬礼とは「不動の姿勢を執り先つ天皇に注目し次に体の上部を約四十五度前に傾け頭を正しく上体の方向に保つ」もので、敬礼は「体の上部を約十五度前に傾け頭を正しく上体の方向に保ち行ふもの」で、立礼には、最敬礼、敬礼、礼の三段階があり、その方式も定められた。この礼式は武道の立礼にも援用された。そして、それら礼式の総仕上げに、武道統轄団体である大日本武徳会でも、「武徳殿ニ於テ演武ニ関スル規定^{注52)}」(大正14年9月30日定)を定めた。ここに礼式の上からも、玉座＝神殿(棚)は定着するのである。

武徳殿ニ於テ演武会ヲ行フトキハ左ノ規定ニ據ルモノトス。他向ノ主催ニテモ此規定ニ據ルニアラサレハ使用ヲ謝絶ス。

- 一、玉座ニ対シ奉リ相当ノ敬礼ヲ行ヒ苟モ不敬ニ渉ル行為アルヘカラス。
- 二、拍手、喝采又ハ掛声其他応援ヲ意味スル言動ヲ禁ス。
- 三、参観席ニ於テ正シキ胡坐ハ妨ナキモ「足ヲ出シ」立膝其他不体裁ノ坐法ヲ禁ス。

四、喫煙ヲ禁ス。

五、立見ヲ禁ス。

六、窓外(廻廊)ヨリ觀ルヲ禁ス(特ニ坐席ヲ設ケタル場所ハ此限ニアラス)。

七、参観者ハ洋服ニアラサレハ羽織若クハ袴ヲ着ケタル者ニ限ル。

八、演武者着替ヲ為スハ武者溜ニ於テスルニ限ル。

以上ノ取締ハ主催者ノ責任トス。

IV 上智大学神社参拝拒否事件と同志社高等商業学校武道場神棚事件

大正12(1923)年11月10日、「国民精神作興ニ関スル詔書」を渙発して以来、一段と思想統制の強化をはかってきた政府は、普通選挙の実施と引きかえに治安維持法を制定し、国民の民主主義的要求に対しては対決姿勢でのぞんだ。また、神社による国民教化の実を効果あらしめるため、宗教制度調査会(大正15年5月13日)を設置し、宗教制度の全面的な見直しも開始していた。折しも、昭和4(1929)年12月、滋賀県において、神職会が県内の小学校や役場・警察署へ498の神棚を寄付したいとの申し出に、県庁もその費用の一部(1,000円)を補助する旨が伝えられると、大正末期ころより神社との対立を強めていた真宗各派は、激しい反対運動を起した^{注53)}。そして、この事件をきっかけに、仏教界最有力宗派の真宗各派代表は、「正神には参拝し邪神には参拝せず」「国民道徳的意義に於て崇敬し宗教的意義に於ては崇敬する能はず」「神社に向て吉凶禍福祈念をせず」「此の意義を含める神礼護礼を拝受する能はず」との声明を発表^{注54)}し、神社は宗教か否かの問題を再燃させた。

これに続いて、日本基督教連盟も、「神社ニ関スル本質的ノ調査研究ヲ遂ゲ、神社ハ宗教ナリヤ否ヤノ問題ヲ明白ニ解決」し、神社が宗教でないとなれば、「其崇敬ノ意義及対象ヲ瞭カニシ」「宗教行為ヲ国民ニ強要セシメザル事」、ならびに「思想ノ善導及教化事業等ノ進行ニ方ツテモ、国民各自ノ良心ノ自由ヲ重ンジ所謂生徒参拝強制問題、神棚問題等ノ如キ恨事ヲ惹起セザルヤウセラレタキ事」など、5項目にわたる進言^{注55)}を行った。しかし、神社対宗教の論議は、着々と大陸侵略への道を拡大していたこの時点では、すでに限界があった。

このような状況の中で、昭和7（1932）年5月5日、上智大学の一部学生が、配属将校の引率による靖国神社参拝を信仰上の理由から拒否するという事件がおこった。陸軍は管轄下の靖国神社への参拝拒否であることを重くみて、配属将校を引き揚げるといふ強硬措置をとった。大学側は、かねて問題となっていた「神社は宗教か否か」を天主教東京大司教の名で文部省に問い合わせたところ、次のような回答^{注56)}が寄せられた。

神社参拝に関する文部省回答
雑宗第一四〇号

昭和七年九月三十日

文部次官 粟屋 謙 印
天主教教会東京大司教
アレキシス、シャンボン殿

九月二十二日付ヲ以テ御申出ノ学生生徒児童ノ神社参拝ノ件ニ関シテハ左記ノ通り御了知相成度此段及回答候。

記

学生生徒児童等ヲ神社ニ参拝セシムルハ教育上ノ理由ニ基ツクモノニシテ、此ノ場合ニ学生生徒児童ノ団体カ要求セラル、敬礼ハ愛国心ト忠誠トヲ現ハスモノニ外ナラス。

いったん引き揚げた配属将校も、この通知により復帰するかにみえたが、同年12月の陸軍定期異動においても、「学校当局が従来態度を改めない限り陸軍の既定方針は絶対に変更しない考である」（陸軍次官柳川中将談^{注57)}と、将校の配属を拒否された。そのため、一般の大学生に与えられる幹部候補生10ヶ月在営の恩典がなくなり、中学校卒業者と同等扱いはされることになった。これにあわてた大学側は、文部省を通じて将校の配属を懇請したが、陸軍と大学とでは、「国家観念が根本的に違ふのだから適当な配属将校を得ることは至難の模様である^{注58)}」と、暗に大学の教育方針の変更を迫ってきた。大学側は、その後も事態解決のための懇請を続けたが、将校の配属は得られず、ついに建学の精神を改めることでようやく解決することになった。その教育方針改革の条件とは、次のようなものである^{注59)}。

- 1, 学校当局はわが国体意識を明確にし教育の根本を教育勅語に置くこと。
- 2, 神社参拝、祝祭日における儀式などわが日本の国民的儀礼に対しては誠心、誠意日本国民の観念及び慣習を尊重し且つこれを実践す

ること。

- 3, 両校は事件の責任者たる職員を罷免更迭若しくは厳罰にすること。
- 4, 修身、国史等の学科は邦人教師をして担任せしめ且つこれを重視すること。

大学側の完全な敗北で終わった上智大学神社参拝拒否事件は、全国民を強制的に神社参拝させる正当性を与えるとともに、配属将校が学校統制の切札としてその発言権を一段と強めることになった。その後、この事件をきっかけに、カトリック教会では信者の神社参拝を認める方針を出し、完全に国家神道と妥協する方向に転換^{注60)}した。しかし、同年6月14日におこった美濃ミッション信者の伊勢神宮参拝旅行の拒否事件^{注61)}のように、プロテスタントはその後にも神社参拝を拒否しつづけたため、この種の事件が絶えなかった。

昭和10（1935）年6月1日、今度は同志社高等商業学校において、一部の剣道部員が、新築された「剣道場上座ニ無断神棚ヲ安置シ、又一柔道部員ハ剣道部員ニ真似テ同様ノ準備」をするという事件がおきた^{注62)}。柔剣道部員は学校側の説得を受け入れ、旧武道場と同様、校祖新島襄の写真像を武道場正面に掲げ、神棚は取り下げること約束した。しかし、この事件に配属将校三浦中佐が強引に介入し、引き揚げをちらつかせながら学校側の措置を批判したため、第二の上智大学事件としてジャーナリズムにとり上げられることになった。6月21日の『大阪朝日新聞』は、「武の神か校祖像か、同志社高商新道場に学生側神棚を作り学校と睨み合ふ^{注63)}」という見出しでこれを報じ、驚尾校長・三浦中佐両者の談話を掲載した。

驚尾校長談：従来道場には校祖新島襄氏の写真像を掲げて神棚はなかった。同志社はあくまで校祖中心主義の教育方針だから新道場にも同様新島氏の写真掲げることにし、部員一同にも申渡し明確になってきた際、部員の何者かが無断で夜中写真掲揚箇所神棚を設置したのです。その行為は学校の意思に反し、また柔剣道部員にあるまじき武士道精神に反した行為だから、直ちに撤去を命じ部の理事を戒めた結果、非を悟って自発的に撤去したのです。勿論正当な手続をとって申出れば学校でも十分考慮したのです。

三浦配属将校談：神棚をあげるあげぬといふやうなことをいふことがすでに畏れ多いことだと思ってるのですが、私は本月のはじめから毎日のやうに学校各当事者に会って生徒の希望通り神棚をあげるやう願ってるたのです。けふも校長さんに会ったところ新島先生の肖像を脇に置いて神棚を正面へ置くといふことは出来ないと言明せられましたので、私はもうこれまでと匙をなげた始末です。今後は上司の指示をまつばかりです。

事件報道のあった翌22日、湯浅八郎同志社総長は、「神棚を道場に設置するかしないかの問題は形式の問題であり、……よく話をすれば理解して貰へると思ひます」と、鷲尾校長とともに師団司令部を訪れた。ところが軍当局は、「事の起りが敬神即ち皇道精神の忘却である以上、師団としては即これ以上猶予する必要を認めない。同志社自体が反省せざる限り四名の配属将校を引き揚げ徹底的に同志社精神を糾明するより他に途はない。学校が最後まで新島精神を尊重して皇道精神の宣揚を計らざる場合は断乎たる處置」をとるほかないと、学校側の教育方針の変更を強要する態度を示した^{注64)}。結局、第二の上智大学事件と騒がれた神棚事件も、「皇国日本の精神教育上最も重大なる日本の神様に関しては将来学校当局においても敬虔なる念をもって教育上慎重な注意を払はれたい」という陸軍側の希望を学校側が受け入れることにより、「円満に解決」した^{注65)}。しかし、新聞には、「談笑裡に円満解決」と、顔写真入りで報じられ^{注66)}ても、学校関係者の胸中は決して円満なものではなかったことであろう。こうして、この神棚事件も、学校側の陸軍への一方的な屈服によって終止符がうたれた。そして、配属将校の権限は陸軍の威光を背景にますます強化され、教育の方針も彼らの意向を無視できないような状態になっていった。

神棚事件のあった翌昭和11(1936)年5月5日～7日、文部省主催の体育運動主事会議^{注67)}が開催された。席上、文部大臣から「学校ニ於ケル剣道、柔道ノ実施ニ関シ特ニ留意スベキ事項如何」が諮問された。この諮問は9名の委員に答申案の作成が付託され、5月7日の全体会議で答申の全文を決定した。答申は、まず前文で「剣道及柔道等即チ武道ハ身体ノ鍛錬人格ノ陶冶国民精神ノ涵

養ニ資スル所極メテ多ク体育上寔ニ適切肝要ノモノト信ズ。而シテコレガ学校ニ於テ実施スルニアタリテハ学校体育ノ本義ニ鑑ミ左記事項ニ留意スルコト緊要ナリ」と述べ、学校において実施すべき適当な武道を、剣道、柔道、弓道、薙刀の4種目とした。また、第2項「武道ノ教授ニ関スル事項」では、「精神的訓練ヲ尚ビ廉恥、礼讓、剛毅、果斷、沈着、從順、貞淑等ノ諸徳性ヲ涵養スルコト」と「武道ニヨリテ養ハレタル諸徳ハ之ヲ日常生活ニ具現セシムベキコト」と「道場ハ常ニ神聖ヲ保タシムルコト」など、精神鍛練に関する留意事項を含めて9点にわたる留意事項を掲げている。そして、「指導者ニ関スル事項」「設備ニ関スル事項」「試合ニ関スル事項」「武道団体トノ連絡ニ関スル事項」の4項についても、それぞれ留意点を列挙した。そのうち、第4項「設備ニ関スル事項」は、以下の4点を掲げている。

- 1、柔剣道場ハ各専用ノ道場ヲ設ケ教授ニ支障ナカラシムルコト。
- 2、道場ニハ神棚ヲ設クルコト。
- 3、更衣室、用具乾燥室並ニ洗身所ヲ設クルコト。
- 4、特ニ通風採光ヲ良好ナラシムルコト。

ここにはじめて、公的機関の答申というかたちで、武道場には「神棚ヲ設クルコト」が謳われた。そして、そのことにより、これまで各地でおこっていた武道場への神棚設置拒否の運動もまったく蔭をひそめることになった。つまり、武道場に神棚があるのは当然のこととされるようになったのである。

ところで、手元に昭和7年当時の全国の中学校武道場における神棚の有無を調査し、それを論文にまとめたものがあるので紹介しておく。塩谷宗雄著「武道の教育的考察」(『師範大学講座・体育・第2巻』建文館、昭10.6)と題された本論文は、昭和7年現在の全国中学校550校に調査用紙を配布し、534校から回答を得たものを集計したものである。それによれば、道場に神棚を有する学校は、柔道211校(39.5%)、剣道252校(47.2%)であった。その府県別の設置率を示したものが表①である。塩谷は、武道場でその教育的効果を高めるためには「相当の設備」が必要であると述べているが、神棚については、「この表を通して生れ来る問題の解答は読者諸氏に一任することにする」と、明言をさせている。しかし、昭和12年に出版した

表① 府県別神棚設置率

府 県	柔 道		剣 道		府 県	柔 道		剣 道	
	神 棚	道 場	神 棚	道 場		神 棚	道 場	神 棚	道 場
北海道	0.263	0.157	滋賀	0.600	0.677				
青森	0.000	0.000	京都	0.727	0.677				
岩手	0.500	0.500	大阪	0.375	0.421				
宮城	0.200	0.100	兵庫	0.500	0.611				
秋田	0.571	0.286	奈良	0.500	0.667				
山形	0.167	0.167	和歌山	1.000	0.889				
福島	0.091	0.091	鳥取	0.500	0.400				
茨城	0.727	0.727	島根	0.800	0.600				
栃木	0.125	0.300	岡山	0.375	0.500				
群馬	0.667	0.875	広島	0.375	0.444				
埼玉	0.714	0.833	山口	0.200	0.308				
千葉	0.800	0.714	徳島	0.375	0.375				
東京都	0.342	0.373	香川	0.750	0.750				
神奈川県	0.071	0.800	愛媛	0.556	0.556				
新潟	0.533	0.533	高知	0.400	0.400				
富山	0.571	0.571	福岡	0.600	0.565				
石川	0.500	0.625	佐賀	0.556	0.857				
福井	0.400	0.250	長崎	0.455	0.500				
山梨	0.600	0.600	熊本	0.300	0.200				
長野	0.385	0.385	大分	0.455	0.545				
岐阜	0.667	0.778	宮崎	0.667	0.714				
静岡	0.545	0.667	鹿児島	0.417	0.533				
愛知	0.600	0.611	沖縄	0.333	0.333				
三重	0.250	0.375							

著書『中学校柔道（現代学校体育全集）』（成美堂書店、1937年）では、「先づ問題になるのは神殿の設備である。現在学校に於ける道場の半数は神殿を有してゐるが、すべての道場に神殿を設け、武神或は天祖をお祭りするのがよい。神殿の設備は道場を厳粛にすると同時に修行者の態度を真面目にするからである」と、神棚設置を肯定する論に微妙に変化している。そのことは、昭和11年の体育運動主事会議の答申もさることながら、何よりも講道館自体が、右翼国粹主義柔道家等の誹謗中傷に抗しきれず、ついに昭和12年初春、道場内に神殿

を設けたことに起因している^(注68)と思われる。こうして、武道場の神棚設置は、準戦時体制という非常事態に対処する挙国一致体制に向って、軍部の強大な力を背景とした強制によって完了した。その後の武道は、日本精神の中核である実践道徳としての武士道を体得する手段であり、神棚は、その日本精神と武道とを結びつける媒体ととらえられた。そして、武道場内での不合理なしごきは、すべて日本精神体得のためであると正当化され、狂信の度をますます強めていき、昭和20(1945)年8月15日の敗戦の日まで続けられていった。

V 神道指令と神棚

昭和20(1945)年8月15日、「ポツダム宣言」を受諾して連合国に降伏し、15年におよぶ泥沼戦争はここに終止符が打たれた。同宣言は第6項に、信教の自由・政教の分離・軍国主義的または極端な国家主義的思想の除去を明示しており、国家神道の解体と信教の自由は、対日占領政策の基本線であった^{注69)}。同年10月12日、「学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱方改正要領」が閣議決定(同月15日、「学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱方改正ニ関スル件」として訓令される)され、明治32年の文部省訓令第12号以来堅持されてきた公教育での宗教教育分離政策を改正し、私立学校の宗教教育を自由に行うことができるようにした。このことは、神社神道をも含め、あらゆる宗教を公平・平等に取り扱うことを謳ったもので、個々の宗教に対して自由な活動を認めるきわめて意義のある決定であった^{注70)}。

そして、同年12月15日、信教の自由と政教の分離を、より厳密に示した「国家神道・神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(GHQ覚書)^{注71)}が発せられ、この覚書第1号第11項から第13項において、神棚設置の禁止とその除去や、強制的な神社参拝等の禁止が命じられた。

- (ル) 全面的乃至部分的ニ公ノ財源ニ依ツテ維持セラレル役所、学校、機関、協会乃至建造物中ニ神棚ソノ他国家神道ノ物的象徴トナル凡テノモノヲ設置スルコトヲ禁止スル。而シテ之等ノモノヲ直ニ除去スルコトヲ命令スル。
- (ワ) 官公吏、属官、雇員、学生、一般ノ国民乃至日本国在住者ガ国家神道ソノ他如何ナル宗教ヲ間ハズ之ヲ信仰セヌガ故ニ或ハ之ガ信仰告白ヲナスガ故ニ或ハカカル特定ノ宗教ノ慣例、祭式、儀式、礼拝ニ参列セヌガ故ニ彼等ヲ差別待遇セザルコト。
- (ウ) 日本政府、都道府県庁、市町村ノ官公使ハソノ公ノ資格ニ於テ新任ノ報告ヲナス為ニ或ハ政治ノ現状ヲ報告スル為ニ或ハ、政府乃至役所ノ代表トシテ神道ノ如何ナル儀式或ハ礼式タルヲ問ハズ之ニ参列スル為ニ如何ナル神社ニモ参拝セザルコト。

このGHQの指令をうけて、武道総合団体の大日本武徳会は、次のような通知^{注72)}を発し、同会

が創立以来おし進めてきた神棚(殿)設置、「神前への礼」の強制は廃止されることになった。

神殿・神棚等撤廃ニ関スル件

連合国最高指令部ヨリノ神道ニ関スル指令ニ基キ、本会支部及分会等ノ武徳殿、道場ニ奉安セル神殿・神棚及一切ノ神道ニ関スル象徴ハ直チニ撤廃相成度此段及通牒候也。

昭和二十一年一月十二日

京都出張所長殿

大日本武徳会理事長 藤沼 庄平^印

もちろん、この覚書自体は、昭和27(1952)年4月28日の講和条約の発効とともにその効力を失うことになるのであるが、この覚書の精神は、新憲法で信教の自由と政教分離を謳った第20条と第89条に生かされており、あらゆる宗教を国家から分離し、あるべき真の姿にもどす拠所とされたのである。その後、大日本武徳会は、昭和21(1946)年11月9日、内務省令第45号をもって解散が命じられ、翌昭和22(1947)年8月2日、公職追放令の基準G項に追加され、50年にわたって武道界を統轄してきた歴史を完全に閉じてしまった^{注73)}。したがって、武徳会の解散とともに、この通知も効力を失うことになるのであるが、GHQの覚書が新憲法に生かされたのに比し、武徳会の通知は、その後の武道界に生かされてきたのであろうか。

VI 結 び

それでは現在、武道場に神棚を設置することはどう考えられているのであろうか。憲法は第20条第3項で、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と定めている。そのうち、「宗教教育」とは、「宗教的信仰を宣伝する目的で行われる教育」をいう。教育基本法は、この趣旨をうけて、第9条第2項に「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と定めた。したがって、宗教教育の禁止は、公立の学校に対してのみみとめられるものであって、私立学校や家庭での宗教教育は、信教の自由の一部として保障されるものである。また、「宗教的活動」とは、「宗教の宣伝を目的とするすべての活動をいう」のであるが、クリスマスツリーや正月のしめ縄のようなものは、現在ではまったく宗教的な意味をもたない習俗的行事と解されてい

る^{注74)}。しかし、神棚は明らかに神社神道の宗教的信仰の対象であるので、習俗的なものとはいえない。つまり、「公の建造物やその構内に、特定の宗教の象徴と見られる物（神だな・仏壇・祭壇・神像・仏像・聖像・十字架・鳥居など）を礼拝などの対象となるように設けてはならない^{注75)}」のである。このことは、公立の学校はもちろんのことであるが、「官公署そのほか国または公共団体によって経営または管理される学校、病院そのほかすべての営造物」が含まれるので、当然、「警察署その他の一部に神棚を設置したり、上水道施設構内に水天宮のごときを祭ったり、公共団体の所有する車輛（たとえばバス、白バイなど）に護符のたぐいを掲げることは、これらの行為が広い意味で宗教的活動にほかならないのであり、憲法20条に違反する^{注76)}」ことになるのである。

以上、公立の学校はもちろんのこと、警察署、県立武道館、市町村立武道館に神棚を設置することは、国家があらゆる宗教から離れて中立的な立場に立つ原則、国家の非宗教性または政教分離の原則を定めた憲法第20条に違反するものである。それにもかかわらず、実際には私設の武道場のみならず、公的な武道場においても神棚が設置されつつあり、むしろ、武道を実施する場所には神棚があるのがあたりまえといった感覚すらつくり出してきている。この感覚に危惧するのは筆者だけなのだろうか^{注77)}。

本 文 注

- 注1) 『帝国文庫・第17篇仇討小説集』博文館、P. 444, 1929。
- 注2) 森銑三他編『随筆百花苑・第13巻』中央公論社、1979。
- 注3) 『亀山演武場要覧』亀山演武場開場百年記念会、P. 2, 1965。なお、残念ながら昨年末に火災で焼失してしまったとのことである。
- 注4) 『川路聖謨文書五・寧府紀事第四(日本史籍協会叢書)』東大出版会、P. 430, 1968。
- 注5) 玉林晴朗著『伝記聚芳』日本青年教育会出版、P. 82~83, 1942。この道場は、明治13~20年ころのもので、当時榊原の家に起居していた佐々木湖堂の筆によるものである。なお、屋敷神には「鹿島神社」が祀ってあった。
- 注6) 渡辺一郎著『鎌宝蔵院槍術』奈良市、P. 97, 1981。
- 注7) 『日本教育史資料・壹』文部省総務局、P. 346, 1890。
- 注8) 注7) に同じ、P. 121。
- 注9) 『日本教育史資料・貳』文部省総務局、P. 483, 1890。
- 注10) 注7) に同じ、P. 206。
- 注11) 近代における国家神道体制の成立過程については、村上重良著『国家神道(岩波新書)』岩波書店、1970と梅田義彦著『改訂増補日本宗教制度史・近代篇』東宣出版、1971をおもな参考とした。その他、田丸徳善他編『近代との邂逅(日本人の宗教・第3巻)』佼成出版社、1973。米地実著『村落祭祀と国家統制』御茶の水書房、1977。井門富二夫編「政教分離に関する政策資料」(『東洋文化研究所紀要』) 東京大学東洋文化研究所、第37冊、P. 219~319, 1965。文化庁文化部宗務課編『明治以降宗教制度百年史』原書房、1983なども参考とした。
- 注12) 井門富二夫編「政教分離に関する政策資料」(『東洋文化研究所紀要』) 東京大学東洋文化研究所、第37冊、P. 281~282, 1965。
- 注13) 大日本武徳会については、拙著『史料近代剣道史』島津書房、1985を参照のこと。
- 注14) 『日出新聞』、明29.10.25。
- 注15) 『京都日出新聞』、明31.5.28。
- 注16) 『武徳誌』、第1巻6号、P. 77, 1906。
- 注17) 『武徳誌』、第3巻9号、P. 56, 1908。
- 注18) 『武徳誌』、第3巻11号、P. 72, 1908。
- 注19) 『武徳会誌』、第2号、P. 85, 1910。
- 注20) 『武徳誌』、第4巻12号、P. 56, 1909。
- 注21) 『武徳会誌』、第16号、P. 95, 1911。
- 注22) 『武徳会誌』、第21号、P. 124, 1911。
- 注23) 『武徳会誌』、第25号、P. 99, 1912。
- 注24) 注13) に同じ。
- 注25) 『大日本帝国剣道形・加註』大日本武徳会本部、P. 1~2, 1917。
- 注26) 宮地正人著『日露戦後政治史の研究』東京大学出版、P. 18, 1973。その他、地方改良運動については、有泉貞夫「明治国家と民衆統治」(『岩波講座日本歴史・近代4』) 岩波書店、P. 222~262, 1976。孝本貢「思想国難と神社」(下出積與博士還暦記念会編『日本における国家と宗教』) 大蔵出版、P. 315~335, 1978を参考とした。また、神社合併については、前掲田丸徳善他編『近代との邂逅(日本人の宗教・第3巻)』

- と米地実著『村落祭祀と国家統制』も参考とした。
- 注27) 『警察協会雑誌』, 第132号, P. 70~75, 1911。
- 注28) 『自明治39年
至明治44年
郡市長会議関係書類』福島県歴史資料館蔵。訓示要旨のみは、『帝国教育』第347号, 1911にも掲載されている。
- 注29) 『帝国議会議事速記録・26 (第28回議会)』東大出版会, P. 344~345, 1981。
- 注30) 戸村政博編『神社問題とキリスト教 (日本近代キリスト教史資料1)』新教出版社, P. 241~242, 1976。
- 注31) 注30) に同じ, P. 242~243。
- 注32) 注30) に同じ, P. 243~244。
- 注33) 近代における宗教教育の禁止策 (実質的にはキリスト教教育の締め出し) については, 石田加都雄著「明治三十二年文部省訓令第十二号宗教教育禁止の指令について」『清泉女子大学紀要』, 第8号, P. 41~69, 1961および鈴木美南子著「近代日本における宗教と教育の関係(上)」『フェリス女学院大学紀要』, 第14号, P. 27~60, 1979を参考とした。
- 注34) 高木一雄著『大正・昭和カトリック教会史1』聖母の騎士社, P. 18~19, 1985。
- 注35) 『神社と学校との連絡法』新潟県神職会刈羽支部, 1918。
- 注36) 山本信良・今野敏彦著『近代教育の天皇制イデオロギー』新泉社, 1981 (3刷)。山本信良・今野敏彦著『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー(I)』新泉社, 1976。
- 注37) 『日本警察新聞』, 第465号, P. 4~5, 第466号, P. 4, 1919に, 各警察署の寒稽古記事が詳しく載る。
- 注38) 警視總監官房文書課記録係編『官房各部指示通牒』, P. 93, 1925。
- 注39) 注38) に同じ, P. 94。
- 注40) 松井茂著『警察の根本問題』警察講習所学会, 1924。なお, 松井は警察講習所生徒全員を引率し, 昭和3年1月23日~27日, 伊勢神宮などへ集団参拝を行った (集団参拝のはじまり)。
- 『警察協会雑誌』, 第331号, 1928。
- 注41) 『自警』, 第19号, P. 100, 1921。
- 注42) 『日本警察新聞』, 第524号, P. 6, 1921。
- 注43) 『自警』, 第27号, P. 100, 1921。
- 注44) 『自警』, 第24号, P. 107, 1921。
- 注45) 『自警』, 第31号, P. 88, 1922。
- 注46) 『自警』, 第58号, 1924。
- 注47) 『岡田信一郎・岡田捷五郎建築設計原図集成』国立国会図書館蔵。
- 注48) 注38) に同じ, P. 88~90。
- 注49) 『自警』, 第40・41号, P. 43~45, P. 55~57, 1922。
- 注50) 『自警』, 第37号, P. 117, 1922, なお, 「武道対署試合に就て」(第61号, 1924) 駒田宗一郎町田分署長は「神前礼拝の精神を」と題し, 次のように述べている。
- 先づ第一に対署試合開始に当り審判員は各選手をして神前に礼拝せしめ続いて相互の礼を交換せしむるが, この形式に秘められたる正当の精神が, 一般に理解され能く遵守されて居るや否やが疑問である。
- 注51) 『警察協会雑誌』, 第277号, P. 65, 1923。
- 注52) 『(大日本武徳会)例規集』大日本武徳会本部, P. 111, 1935。
- 注53) 沖野岩三郎著『神社問題』教文館, P. 128~130, 1939。
- 注54) 注30) に同じ, P. 208~211。
- 注55) 注30) に同じ, P. 230~231。
- 注56) 『上智大学史資料集・第3集』, 学校法人上智学院, P. 74, 1985。
- 注57) 『東京朝日新聞』, 昭7.12.8。
- 注58) 『東京朝日新聞』, 昭7.12.10。
- 注59) 『東京日日新聞』, 昭8.11.14。
- 注60) 注30) に同じ, P. 317~320。
- 注61) 柳瀬直弥編『美濃ミッションに於ける神社参拝問題の真相』一粒社, 1933。
- 注62) 『同志社百年史・通史編2』学校法人同志社, P. 1094~1102, 1979。高道基著「同志社の抵抗」(同志社大学人文科学研究編『戦時下抵抗の研究II』) みすず書房, P. 1~39, 1969。
- 注63) 『大阪朝日新聞』, 昭10.6.21。
- 注64) 『京都日出新聞』, 昭10.6.22。
- 注65) 『大阪朝日新聞』, 昭10.6.25。
- 注66) 『京都日出新聞』, 昭10.6.25。この事件について, のちに沖野岩三郎は, 「近くは同じ京都で基督教の学校へ夜陰に乗じて神棚を安置して校長を苦しめた者がある。そんな陰謀めいた事をして持ち込んだ神棚に神の来給ふ筈はない。神棚とさへ名がつけば, 必ず神様の坐し給ふ所だと思ふ考には大きな錯誤がある」(『神社問題』教文館, P. 142, 1939)。とのべている。

- 注67) 『自大正13年度
至昭和14年度
体育運動主事会議要録』文部
大臣官房体育課, P. 197~209, 1940。
- 注68) 『柔道』, 第8巻3号, 巻頭, 1937。
- 注69) 岸本英夫著『戦後の宗教と社会 (岸本英夫集
・第5巻)』溪声社, P. 12, 1976。総司令部民
間情報教育局の実質的な顧問となった著者も,
「総司令部側は、はじめから(神道が)宗教で
あると、はっきりわりきっていた」(P. 12)と
認めている。
- 注70) 注12) に同じ, P. 305~308。
- 注71) 『団体等規正令関係法令及び通牒資料集』法
務府特別審査局, P. 134~137, 1949。
- 注72) 『昭和二十年(大日本武徳会) 理事会書類』
筆者蔵。
- 注73) 注13) に同じ, P. 22~23, P. 106。
- 注74) 宮沢俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』
日本評論社, P. 237~243, 1980(4刷)をおも
な参考とした。その他、宮沢俊義著『憲法Ⅱ
(基本的人権)』有斐閣, P. 347~361, 1974(新
版再版3刷)。芦部信喜他編『演習憲法(演習法
律学大系2)』青林書院新社, P. 226~238, 1973。
清宮四郎・佐藤功編『憲法講座2』有斐閣, P.
128~140, 1971(初版14刷)。小林直樹著『憲法講
義・上』東京大学出版会, P. 314~327, 1980(改
訂版11刷)。大須賀明他著『憲法講義・2 基本的
人権』有斐閣, P. 91~103, 1982(4刷)。『法学
セミナー増刊一思想・信仰と現代』日本評論社,
1977。相沢久著『現代国家における宗教と政治』

- 勁草書房, 1966。『ジュリスト増刊総合特集一現
代人と宗教』有斐閣, 1981などを参考とした。
- 注75) 文化庁文化部宗務課編『明治以降宗教制度百
年史』原書房, P. 304, 1983。
- 注76) 熊本信夫著『地方公共団体と宗教活動』(『法
学セミナー増刊一思想・信仰と現代』) 日本評論
社, P. 252~253, 1977。
- 注77) 昭和52年7月13日, 津地鎮祭違憲訴訟は, 最
高裁大法廷において, 10対5の多数意見をもつ
て, 「市が主催し神式に則り挙行された市体育館
の起工式が憲法20条3項により禁止される宗教
的活動にあたらぬ」という判決が下された。
それ以降, この傾向はますます強まっているよ
うである。そのあらわれが, 昨年8月15日の靖
国神社公式参拝となって現われた。これら一連
の流れが, かつてそうであったように武道をも
利用する背景となり, 神棚は, それを媒介する
象徴となっていくことに危惧するのである。最
近のこうした動きについては, 大家重夫編『政
教分離・信教の自由(宗教関係判例集成2)』第
一書房, 1984。『靖国神社問題資料集』国立国会
図書館調査立法考査局, 1976。『ジュリスト臨時
増刊一緊急特集・靖国神社公式参拝』有斐閣,
1985。戸村政博著『天皇制国家と神話』日本基
督教団出版局, 1982。藤谷俊雄著『神道信仰と
民衆・天皇制』法律文化社, 1983(2刷)など
を参考とした。

The *Budo* Exercise Hall and the *Shinto* Altar (1)

Tamio NAKAMURA

Today no one can negate the principle of modern nation of freedom of religion, or that of the separation of religion and politics, needless to quote the Article 20 of the Constitution of Japan. But some public *budo* exercise halls or *budo* exercise halls of junior and senior high schools have their own *shinto* altars. At the beginning and end of the exercise they worship the altar with the order calling, "Bow to the *shinto* altar". Generally speaking, it is "taken for granted" or "a traditional action". But is it a traditional ceremony which has been succeeded for a great deal of time? So this study is trying to reveal when *shinto* altars were placed in *budo* exercise halls and its reason or background.